



平成 31 年 1 月 18 日

各 位

上場会社名 **清水建設株式会社**  
代表者名 取締役社長 井上 和幸  
上場取引所 東証・名証各第 1 部  
コード番号 1803  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
栗本 尚幸  
TEL. 03-3561-1111 (大代表)

### 建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東海旅客鉄道株式会社発注の中央新幹線品川駅新設工事（北工区）他における独占禁止法違反事件において、有罪判決を受け、刑が確定したことにより、建設業法の規定に基づき、国土交通省から平成 31 年 1 月 18 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

このような事態に至りましたことは、誠に遺憾であり、株主をはじめご関係の皆様、衷心より深くお詫び申し上げます。

当社は、昨年 3 月に公表した再発防止策の徹底を全社を挙げて進めておりますが、このたびの処分を厳粛に受け止め、引き続き信頼の回復に努めてまいります所存です。

### 記

#### 1. 停止を命ぜられた営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

#### 2. 期間

平成 31 年 2 月 2 日から平成 31 年 6 月 1 日までの 120 日間

以 上